

静岡県飲食業生活衛生同業組合互助会規約

- 第 1 条** 本会は、組合員同業者相互扶助の精神に基き本組合員及び会員たるその配偶者等が死亡又は傷害罹病等の場合及び組合員の店舗が災害を蒙った際、本規約によって扶助するもので組合員の団結融和と相互共済を図り、もって飲食業界の健全なる発展と組合の向上に寄与することを目的とする。
- 第 2 条** 本会は、静岡県飲食業生活衛生同業組合互助会と称す。
- 第 3 条** 本会は、静岡県飲食業生活衛生同業組合員及び会員たるその配偶者等をもって組織し、会員を分けて甲会員、乙会員及び配偶者等会員とする。
- (イ) 甲会員とは、単独加入の組合員とする。
- (ロ) 乙会員とは、甲会員が本拠とする店舗の外に同一名義をもって営業を営む場合、その店舗名義人とする。
- (ハ) 配偶者等会員とは、甲会員の配偶者とする。
- ただし、甲会員に配偶者がいない場合、甲会員と同居の子又は同居の後継者のうち 1 人を配偶者等会員とすることができるものとし、さらに当該同居の子又は同居の後継者がいない場合、甲会員の親（同居別居及び実親・義親・養親の別は不問）のうち 1 人を配偶者等会員とすることができる。
- なお、甲会員に配偶者、同居の子、同居の後継者、親のいずれもない場合、甲会員と同居の既得権者（前名義人）を配偶者等会員とすることができる。
- (2) 満 65 歳を超える者は、配偶者等会員として新規に加入することはできない。
- 第 4 条** 本会の事務所は、組合の事務所内に置く。
- 第 5 条** 本会の役員は、組合常任理事より互選し、他に認定委員若干名を置く。認定委員には正副理事長も含める。
- (2) 役員任期は、組合役員任期に準ずる。
- 第 6 条** 本会の運営は、組合の機構をもって行う。
- 第 7 条** 本会の会計は、一般会計と別途に区別して行うものとする。
- (2) 会計は、毎年度総会又は総代会において会計報告を行うものとする。
- (3) 本会の会計監査は、組合監事が行う。
- 第 8 条** 会費は、年度当初の総会又は総代会において定める。
- (2) 会費は、年掛とし、毎年 3 月 31 日までに支部毎にその翌年度分を取りまとめ、本会の会計に納入し有効となる。甲会員及び配偶者等会員は 500 円、乙会員は 300 円とする。
- (3) 新規加入の場合は組合加入金と同時にその年度分の会費を納入しこれを毎年継続する。
- ただし、配偶者等会員が加入する場合は会費のみ納入するものとし、組合員の死亡によらない名義変更の場合は会費の納入は不要とする。
- (4) 会費は、いかなる場合にも返金しない。
- (5) 会費は、本会の目的以外に使用することはできない。
- ただし、総会又は総代会において承認された場合はこの限りでない。
- 第 9 条** 本会の基金は、毎事業年度の剰余金及び会員から徴収した互助会費をもってこれに当てる。
- 第 10 条** 本会の基金に剰余を生じる時は、理事会の議決によりこれを還元することができる。
- 第 11 条** 本会の給付に支障を生じた時は、理事会の議決により臨時に徴収することができる。
- 第 12 条** 会員は、事故等の事実が発生した場合は直ちに組合の支部長に報告すること。
- (2) 報告を受けた支部長は実情を、充分調査したうえ、報告書を作成し、これに証明する書類を添付し本会に提出すること。
- (3) 事故等の事実の発生又は給付について疑義を生じた場合は、認定委員は速やかに審査し、裁定しなければならない。
- 第 13 条** 会員の意志により生じた事故（火災の場合）には、給付は行わないものとする。裏面に続く
- 第 14 条** 大災害の場合（大火、地震、風水害、その他）の給付については、状況によって組合の厚生委員会又は理事会、総代会において協議のうえ決定する。
- 第 15 条** 本会の給付金の額は、総代会において次のとおり定め、乙会員は(ハ)のみ適用し、配偶者等会員は(イ)、(ニ)を適用する。
- (イ) 会員死亡のとき 弔慰金 40,000 円
- ただし互助会加入 1 年を経過した会員を対象とする。加入後 1 年に満たない会員でも事故による死亡の場合は 20,000 円、病気の場合は 10,000 円を支払うものとする。

(㉓) 元組合員死亡のとき 弔慰金 40,000 円

ただし、組合員として資格喪失日の前日を含む資格喪失前の継続した互助会加入期間が 10 年以上、かつ資格喪失日から 12 か月以内に死亡した者で、資格喪失日の属する月から給付金支給申請月までの互助会費を納入した者を対象とする。

(㉔) 営業主 店舗火災、天災のとき 最高 見舞金 20,000 円を支払うものとする。

(㉕) 傷病等により 1 週間以上の入院を要したとき 支部長の認定に基き見舞金 5,000 円を給付する。

(2) 同一年度内に発生した同一種別の傷害、病気、火災、水害等に対する給付は 1 回に限るものとする。

第 16 条 支部長は会員が給付金を受けることができるようになった日（事実の発生した日）の翌日から 12 か月以内に報告書等の支給申請書類を本会に提出しなければならない。

ただし、元組合員の弔慰金の場合、支部長は当該元組合員の資格喪失日から 12 か月以内に報告書等の支給申請書類を本会に提出しなければならない。

第 17 条 本規約の改廃は、総会又は総代会の議決がなければならない。

附 則 1 昭和 58 年 4 月 1 日一部改正 第 15 条の(㉔)

昭和 58 年 10 月 1 日一部改正 第 1 条の第 3 条の(イ)、第 15 条の(イ)、(㉔)

2 平成 13 年 5 月 16 日一部改正 第 15 条の(㉔)

3 平成 16 年 6 月 1 日一部改正 第 15 条の(イ)、(㉓)、(㉔)

4 平成 23 年 5 月 18 日一部改正 第 15 条の(㉔)

5 令和 4 年 5 月 20 日一部改正

6 令和 6 年 5 月 22 日一部改正し、同日から施行する。 第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条